

## 機器補償等申請に関するご案内

お客様がご負担されました、断水により生じた機器の故障等のご請求については、申請書の提出が必要になります。（10月6日（水）17時以降の濁り水による損害は、周知しているため、対応することができません。申し訳ございません。）

申請書の受け付けについては、次のとおりです。

### □ 申請書の入手方法

申請書については、和歌山市ホームページからダウンロードして入手することができます。

### □ 申請時に必要なもの

- 申請書
  - 「使用水量のお知らせ」など、お客様番号が確認できるもの
  - 印鑑（認印可）
  - 損害を証明するために持参する書類  
（領収書、レシート等の原本、業者の見解書、写真、診断書等）
- ※保険会社の審査には、領収書及び業者の見解書が必要です。
- 申請される方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
  - 振込先の口座情報が確認できるもの（通帳等）

※申請書類は返却できませんので、ご了承ください。

※記載内容について、問合せさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

※補償適用外（飲料品、食事、代替食材、入浴料、クリーニング代、コインランドリー、ポリタンク、給水袋、交通費など）

### □ 機器補償等の申請に係る相談窓口

連絡先 和歌山市企業局コールセンター

電話 073-435-1353

受付時間 平日 : 午前9時～午後5時

※年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

※コールセンターの受付時間については、変更する場合がありますので、ホームページでご確認いただくか、和歌山市企業局コールセンターまでお問合せください。

## 申請に関する注意点

- 本受付は、六十谷水管橋破損に伴う補償申請の一次確認となっております。申請書受付後に和歌山市が契約する保険会社等により再度審査が行われるため、受付受理された場合でも補償対象外となる可能性があります。
- 部品交換等を申請された場合には、審査により追加業者報告書や写真等の提出を依頼することがあります。
- 今回の補償対象には、点検清掃は含まれておりません。
- 機器故障などの場合は、原因が断水・濁り水の影響によるものであることを証明するメーカー等の見解書が必要となります。
- 頂いた領収書等の詳細については、発行元に確認する場合があります。
- 水管橋の破損は令和3年10月3日に発生しましたが、断水や濁り水の発生状況は地域により異なります。補償の審査はその状況を加味して行われます。
- お振り込みについては、申請書の受付後、審査を行い、認定された場合、早いものであれば認定されてから約1か月半程度で指定口座にお振り込みいたします。申請件数が多くなると保険会社の鑑定に日数を要するため、想像以上に遅くなる場合があります。

